

平成27年度 第4回 苫小牧市民文化芸術審議会 会議概要

日 時：平成27年9月14日（月）
15：30～17：05
会 場：第2庁舎2階北会議室

出席委員 畠山会長、千葉副会長、伊藤委員、椎原委員、中川委員、松柳委員、
森山委員 計7名
欠席委員 岡部委員、澤井委員、松原委員 計3名
事務局 松浦教育部長 荒物屋教育部次長
生涯学習課 : 鍛冶課長、野水主幹、鈴木主査、木戸主査、
千葉主事、千葉アドバイザー

-
- 1 開会 (進行) 鍛冶課長
 - 2 あいさつ 畠山会長
 - 3 議事 (進行) 畠山会長

(1) 第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画の推進(案)について
※資料内の1～10の基本方針ごとに委員の意見を伺う形で審議。

<主な質疑>

- 委 員：会議の進め方についてですが、本日意見が出たらそれを勘案して事務局が修正するのですか。この次が最終案になるのですか。
- 事 務 局：10月中にもう一度会議を開催し、本日いただいたご意見を勘案し必要な部分は修正して次の審議会で決定し、その次の会議で市長の答申ということで考えています。
- 委 員：この次が最終案を検討するということになりますか。
- 事 務 局：本日いただいたご意見をもとに考えたいと思います。
- 委 員：わかりました。
- 委 員：資料の内容についての詳しい説明はないのですか。皆さんが資料を読んできたことを前提に意見を出すということになりますか。
- 事 務 局：資料内の新計画のポイントについては、前に資料で提示して審議した内容ですので、改めてのご説明は、省略したいと思います。

委員：2 ページの「ボランティアと事業実施者が一同に会し話し合うボランティア会議を開催し、ボランティアの自主的な発想を事業にフィードバックする。」となっていますが、生涯学習課が主催するのですか。

事務局：ポイントでは「会議」となっており、案では、「ボランティアを組織化し」と変わっていますが、生涯学習課が行う事業と考えております。

委員：1-1-（1）「市民の文化芸術活動に刺激を与える」というところですが、「与える」とか、「図る」というのは行政が主体で行政がするということですね。

事務局：おっしゃるとおりです。

委員：「市民参加型イベント」とありますが、文化で市民が参加しない文化というのはあるのですか。「参加型イベント」というのは、どんなイメージでとらえているのですか。

事務局：想定しているのは、公演などの鑑賞事業ではなく、市民が実際に参加して活動を行う事業ということで、表現を使っています。

委員：市が事業主体になって、市民が参加するという意味ですか。

事務局：ここで想定しているのは、「アートフェスティバル」とか「市民文化祭」ということになります。

委員：そこが気になるところで、例えば(4)の「市民文化祭」がこの1-1-（1）に統合して空白になりましたね。

「アートフェスティバル」と「市民文化祭」は同じような事業と考えているのですか。

このページに今まであった「市民文化祭」の項目、事業名が、計画の中から消えたということが、この案の最大の問題ではないかと思えます。

名称がなくなって「市民参加型イベント」に全部入りますということになったら、そういうくくりで市民の意識高揚ということになるのかどうか。言葉が消えただけで市民の意識高揚が薄らぐ、後退しているという印象が否めないですね。

「アートフェスティバル」はもちろん市長が実行委員長で全面的に市の事業ですね。

「市民文化祭」は市の予算が出ていますし、総務という形でバックアップを受けていますが、実行委員会長は民間の文化団体協議会ということになっています。

それを、市の事業に刺激を与え充実を図る「市民参加型イベント」

に含め、そこで考えましょうということは「市民文化祭」を本当に盛り上げようとするにつながるのですか。

「市民文化祭」に参加する約5,000人の意識はかなり高いのです。そこをわざわざ性格の違うものを統合することに無理があるというのが、このページでの一番気になる場所でした。

事務局:「市民文化祭」をないがしろにするような意図は当然ないのですが、まずは、ポイントを整理・統合する方針で作成したということがあります。

また、ポイントにあります。新たな市民参加型イベントは民間の取組と共催する、苦信広場の横で行われている「活性の火」の事業などと連携して何か新しい事業が組めないかということも前の審議会でも話しが出たと思いますが、そういう想定のもとに表現を使っております。

それで、現計画では最後の部分に「機会の拡大」という表現がありますが、新しい文章では「機会の拡充」という表現に変わっています。

過去10年間に、市主催のアートフェス、アーティストバンク、アウトリーチなど様々な事業が現計画のもとで行われましたが、今後も基本的には事業は継続と考えており、さらに内容的な充実を図りたいということでこのように表現しております。

「市民文化祭」もその一つということで考えて作成したものになっています。

委員:市が主導した「市民参加型イベント」というのと、市民が主体となり実行委員会を作ってやっていく、ここでいう「意識の高揚」の(4)の項目がその表題のテーマになっているはず。文化全体は市民が参加しなければ成り立たないのであって、あえて「市民参加型イベント」という表現を行政が使うとすれば、行政が行うイベント、例えばアートフェスティバルなどがありますが、「市民文化祭」は独立した一番大きい市民の文化イベントです。それを統合するというのは計画の後退というか、推進することにならないと思います。

事務局:「市民参加型イベント」という言葉が引がかかるということであれば他の言葉でもよいですが、ここで言いたいのは最後の、「市民自らが文化振興の担い手であるという意識の向上に努める」が大目標だと思います。市が主導するのか、文化団体が自ら主導するのかというところを

余りにする必要はないのではないのでしょうか。言葉がそぐわないということであれば、変えることを考えたほうがいいという気がしました。

委員：私は主語、主体の違いだといっているのです。「市民文化祭」は市民がやるので、それを援助するのが行政だと思います。具体的に振興、促進の運動主体としてバックアップすることが必要で、「市民文化祭」を消すのはどうでしょうか。最大のイベントだと思うのです。

事務局：今の意見をもとに、次回までにこちらでも内容を検討したいと思います。

委員：2番目の「顕彰制度」はどういうものですか。

事務局：こちらは、(4)の「文化祭子ども展示において顕彰制度の検討」というポイントがあり、移動先が1-1-(1)となっていますが、1-1-(2)が正しいということになり、これに基づいた文章となります。

会長：(4)がなくなるのでそれをあてはめていることになるのでしょうか。

事務局：今の計画の1-1-(4)にある、新計画のポイントの「次世代の子ども達の芸術活動の活発化に向け、文化祭子ども展示において顕彰制度を検討」とあるのが、1-1-(1)に移動と書かれています。1-1-(2)が正しいということで、資料に誤りがありました。これを盛り込んだ文章ということです。

委員：(3)で、「生活文化や伝統文化」とあります。「生活文化」というのはどういうものを指していますか。それを「文化芸術ととらえ」という今までの案は「生活文化」という言葉で、評価のときに突然「伝統文化」となったのです。それで今度は「生活文化」と「伝統文化」が並んでいるので、「生活文化」というのは前の文章でいう「衣食住」のことですか。

事務局：「生活文化」という表現は国の文化芸術基本法の分類を意識した言葉になっています。市民一人ひとりがこのことを認識するという基本方針のもとで、全体の理念的な内容となっていますので、いろいろな生活文化のジャンルも含んだ表現でカバーするというので、今の計画に載っていたものを引き継ぐ内容ということになります。

委員：国の法律にあるというのであればそうなのでしょうが、例えば茶道や華道、書道などの伝統文化、その教室とか講座の充実に努め

るということで、また「生活文化」のような具体的な講座や教室をやるというのは、どういうことなのでしょう。

事務局：現在行われている事業を継続し充実させると考えているので、例えば「伝統文化親子教室」という事業があり、これは国から助成金をもらう事業ですが、茶道、華道、琴のジャンルのものが行われているので含めています。

委員：「生活文化」の定義はなんですか。

事務局：「茶道、華道、書道、その他の生活にかかる文化」ということです。

委員：それは「伝統文化」といわないのですか。

事務局：「伝統文化」の一つの分野となっています。

委員：前の評価では、茶道、華道、日舞などを伝統文化と書いてありますね。

事務局：文科省のほうで「生活文化」「伝統文化」と使い分けていますが、もし「生活文化」というのが一般的に認識できないのではというご意見であれば「生活文化」をとって「伝統文化」としてひとくくりにしてしまうのも1つの提案と思います。

委員：逆ではないですか。「生活文化」が広くて、その一部に「伝統文化」あるのではないですか。普通に考えたらそうですね。

事務局：そう言われると「伝統」が狭い感じもしますね。

委員：混乱なく使っているのであればよいです。「生活文化」と書いてあるのに、これは茶道、華道、書道・衣食住などの生活文化となっている。全部生活文化なのか、それとも衣食住に関するものが「生活文化」で、茶道、華道、書道は「伝統文化」なのか、事務局が混乱なく説明できるのであればよいです。

会長：わかりやすくなければと思います。だれでも言葉を聞いてこれとこれはこちらだということがわからなくてはと思います。

事務局：茶道も華道も書道も、人間が生活している中で自然に生まれて、出た文化と思いますが、例えば「能」とか「歌舞伎」ということになる。「伝統文化」という感じがします。

委員：茶道とか華道は成り立ちからいうと、生活から出てきたものではなく神様とか仏様に飾るとか差し上げるところから出ているから少し違うかもしれません。

でも、「生活文化」というと広い部分を全部ひっくるめているのではないですか。そのうちの伝統的につながっている部分を「伝統文化」といっているのではないですか。

事務局：大きなくくりで言えば、「生活文化」のほうが大きいということ

すか。

委員：衣食住に関わるこの世の生活がみな「生活文化」で、そういう分類だと思いますね。

事務局：当初の計画のように「伝統文化」という言葉がない方がすっきりしますか。

委員：実際には華道とか書道とか茶道の講座を開いて、子ども達に文化を継承したいという観点ではないのですか。

事務局：これは「生活文化」を幅広いジャンルに、市民一人ひとりという表現もありますので、すそ野を広く意識を高めるという内容になっています。

委員：3ページの1-3-(3)で、本文には「観光絵はがき」が入っているのですが、観光特産品などを市内外にアピールする「観光協会と提携」という言葉はいらないですか。

事務局：観光協会ですが市から職員を派遣していますので、「市刊行物に市内芸術家の作品を取り入れる仕組み」とありますが、いろいろな場面で売込みをしたいということで、あえて観光協会だけを取り上げる必要はないと思います。

原案を市の各部署にも見てもらって、観光を担当する課でも問題ないといっています。

委員：観光課もあるのでわざわざ観光協会を入れなくていいと聞こえるのですが、民間の力を借りながらといって観光協会は民間ではないのですか。

事務局：民間といえば民間ですが、実際に動いているのは市の職員です。

会長：観光協会と入れるよりは広くいろいろなものが集まりそうな感じがしますね。

事務局：狭める必要はないと思います。

委員：3ページの「歴史的文化遺産の保存と活用」で、「歴史的文化遺産などの登録制度を検討し、保護意識の高揚に努める」のところは、この文言を評価したいと思います。

というのは、苫小牧は新しいまちですが、既に百何十年か経ちますが、どちらかという過去を簡単に捨てるまちだったと思います。

この歴史的文化遺産などを積極的に発掘して登録するという制度を検討すると同時に、保護意識の高揚に努めるというのは是非やるべきだと思っています。

特に製紙会社の明治からの建物があり、申請すれば重要文化財に

なるようなもの.だと思ふのです。

持ち主の意向もあると思ふますけれど、こういう計画などの中から積極的に文化遺産としての価値を認めて登録していく方向にもって行くべきだと思ふます。

登録制度を新たに入れるのは、非常に意義があると思ふています。

事務局：文化財の指定はやはり所有者の意向が大きく働きますが、私どもが歴史的なものがここにあるとお知らせするだけになるかもしれませんが、それだけでも意義があると思ふています。

委員：それが土台となつて、そこまで言われたら仕方がないとなり、上がっていくものと思ふのです。

事務局：相手方とお話することは、ハードルが高いようですから厳しいとは思ふますが。

委員：「王子倶楽部」は昔からありますし、非常に意義があるものと思ふのです。

事務局：「文化財発見ツアー」でも見せていただいておりますが、工場敷地内にある赤レンガはハードルが高いと思ふます。

委員：そうかといつて動かしてはだめなのですね。最初からそこにあることに意義があるので、非常に難しい問題と思ふますが、あれは登録してもらふべきですね。

事務局：まだこれからの検討ですが、例えば私どもが冊子として載せていただいていいか聞いてくる必要があると思ふます。勝手には載せられないと思ふますので。

委員：4ページの2-2-(2)ですね。この10年では、「児童画コンクール」はやれなかつたという評価でしたね。

今回も「児童画コンクール」が入つているので、実現への道筋はある程度考えながら新しい案は出されたのでしょうか。今度は大丈夫ですか。

事務局：今の計画では科学センターの壁画に限定される表現になつていたので、新しい案では対象を広げております。具体的なことはこれから練る必要がありますが、実現に向け検討していきたいと思ふています。

委員：確かに広がりました。了解です。

委員：5ページの3-3-(2)「国、道の助成制度」というのは、どういふ手順でどうしたら援助をいただけるのですか。この10年でさういふことがあつたのかどうか。

事務局：伝統文化の助成ですとか、文化庁や財団でもいろいろな助成制度

を持っていますので、そういうものを紹介して周知に努めるという内容になっています。

事務局：例えば勇払千人隊の太鼓のたたく面を張り替える際に補助金を活用したり、利用実績はないと思うのですが、国の助成金でしたら海外に芸術家を派遣するために費用を補助する制度があります。そういうものを可能性のある関係者に送るということは現在も行っていきます。

それをわかりやすいようまとめるとか、ホームページで国道の助成制度は何がありますとか、ナビゲーション的なホームページを作るといいのではないかとということで載せています。

委員：例えばあるイベントに対して助成していますよね。そうではなく日常的な創作活動や年間活動とか、人材育成のための助成とか、恒常的な日常活動をするために、そういう道や国の助成を積極的に申請したり受けたりして文化振興を図る道を積極的にやればできるということですか。

事務局：国、道の助成金で日常的に活動に使えるものは知る限りではないと思います。

例えば道具をそろえるための補助とか、外国に研修に行くために補助するとかは今はあるのですが、前の計画にも、例えば年間活動助成とか、人材育成助成、委員が言われている恒常的な制度について検討するというのを載せていたのが実施できなかったということで、新たな計画に検討するという方向は載せています。

委員：実現の可能性はどうか。

事務局：現在から向こう10年の計画で、財政状況とかいろいろな背景がありますので、どうなるということはいえませんが、案として上げなければ予算処置が出来ないということもありますので、計画として盛り込むということで提案しました。

委員：よくわかりました。

委員：6ページの4-1-(2)「顕彰制度」というのは現行の顕彰制度のことですか。

事務局：これは、「文化賞」「文化奨励賞」のことで、文化団体に所属されているとか、広く知られている方が推薦の対象になるということがありますので、若手芸術家とかいろいろな方が、さらに人材が育成されるように制度を見直してということで案として盛り込んでおります。

委員：問題は団体に所属していない芸術家が、自由に創作活動を行い発

表できる機会の拡充をどう行うかというところが大きいですね。

「市民文化祭」とか「アートフェスティバル」その他が企画して、拡充をどう援助できるかというイメージを案の中に拡充計画みたいなものを含んでいるのですか。それとも、そういう方向でいきましょう、これから考えましょうとなるのですか。

委員：この「顕彰制度」に関して疑問を持っているのですが、なぜかという「お茶」の団体で顕彰制度の対象にならないかと申請を出しました。そしたら「お茶」というのは幾つかの流派があり1つの団体から出されても困るという返事が来ました。

それで翌年、お茶の苦小牧の他の団体と一緒に、全部の団体を統括する組織で、そこから推薦していただくという形で出しました。そしたら、それでもだめということになりました。内容がだめなのか、人がだめなのか私はその段階で疑問を持ったのです。

顕彰するのは行政ですから、それ以上いってもだめだと次の年は出さなかったのですが、その人は亡くなりましたので出す必要がなくなったのです。

顕彰制度の内容や評価の基準はすごく難しいだろうと思いますがわかりやすくする必要があります。そこで制度の見直しをするというのはどういう意味で、どういうところを見直そうとしているのでしょうか。

「文化奨励賞」と「文化賞」を1つにするとか、若い人を対象とした「顕彰制度」を作るとか、素案があつて制度の見直しと書いているのでしょうか。

事務局：今の顕彰制度は「文化賞、文化奨励賞規則」という教育委員会の規則に則つてということになっていますが、一生懸命やっているのに年数が経過していないのももらえないとか、そういうことが今まで問題として上がっていますので、顕彰制度の透明性を高め、賞をもらった方が、さらに頑張つてやろうという意識をもてるような制度にしたいと思います。

まだ具体的な形では考えていないのですが、賞の透明性と重みを高めるという見直しの方向をとりたいということで計画に盛り込もうと考えています。

委員：そもそも、「奨励賞」はどちらかというところから頑張つてという雰囲気、「文化賞」は一生懸命やっただけです、ありがとうございますという意味で出すのですね。今の説明はそうではなく、もっと若い人ということですか。

事務局：そうです。

委員：規約には社会貢献とか、いろいろなものを書いてあるはずですが、推薦するときにはその方の歴史を見ないとなかなか推薦できないといえますか、新しい若い人にとというのは賛成です。そのときに将来性とかそういうものを見て推薦しないといけませんね。軌道に乗るまで時間がかかるとは思いますけれど、考え方としてはいいと思います。推薦しても1回ではならない、5年や10年は覚悟の上と私の耳にも入りましたし、確かにそうですね。改革できればいいと個人的に思いました。

委員：8ページ5-3-(1)にある「ネットワーク」のイメージはどういう感じですか。
ネットワークが有効だったというのがこの10年ではあったのですか。

事務局：現計画では、「ネットワーク会議」という表現になっていまして、それは実現できなかったということですが、新たな計画では「会議」にかかわらず連携を深め、「会議」も開ければベストと思うのですがこだわらずにネットワーク・連携を充実させると表現しています。

委員：そういうことが実現できればいいと思いますね。

委員：「会議」を取るのだから後退するのですね。充実するというのでもいいのではとも思いますが。

委員：「カルチャーストリート」は余り市民に認識が浸透していないのではという気がします、ここがカルチャーストリートかと、私も文化会館に通うようになってから案内板がわかった。案内板は銅版で、よく見ないとわからないですね。大きい声で「カルチャーストリート」といい続けた方がいいと思います。

事務局：カルチャーストリートを作っているのは都市建設部で、駅前から歩いて市民会館を通って文化公園まで、つくるときは大々的に銅像を置いたりしているのですが、ピーアールが足りないとい議会で話題になっておりました。

点在している野外彫刻などを散歩しながら、マップみたいなものを作る中で、一体的にカルチャーストリートと文化公園とか施設も紹介していければとの思いで作りましたので、今後に期待していただければと思います。

委員：「ライフスタイル」という言葉を入れたのは意味があるのですか。地元出身の芸術家の作品を利用するというのは、新しい市民会館のどんちょうとか、壁に地元の作家の作品を使うことを考えてい

るのかと想像したのですが。

事務局：例えば車どめの上に芸術性を取り入れたものをつけるとか、日常的に市民が歩いていて自然に文化的意識が高まるとか、このまちは潤いがあっていい感じがするまちだということにつながればと考えています。

「ライフスタイル」と書くと大がかりな感じがしますがそういうイメージで書いた内容になっています。

会長：いいことですね。町を歩いていて楽しい気持ちになればいいですよ。

委員：以前にも質問したのですが、この計画が実施される10年間に今の市民会館も文化会館も姿を消しますね。で、新たな「市民ホール」が出来上がっていく。そういう新たな施設の中味への展望というのはもう込められていると考えていいですか。

事務局：この計画の中では特定の施設をピックアップしてどうこうできないのかなと思っています。公共施設とか、社会基盤を整備するときに文化を取り入れるという精神でやってほしいというのが基本だと思います。

市民ホール検討委員会が開かれて、具体的な場所とか、どういうものをつくるかというのは今後の検討に入ってきますので、生涯学習課職員がメンバーに入って、こういう要素を取り入れてやってください、検討してくださいとお願いしていく形になると思います。

市民団体の方もおられるので、そちらからもそういう声が出てくるとは思いますが。

委員：危惧されるのは、文化会館がなくなって1つの市民ホールで、それまでの文化活動が制約されたり、あるいは活動がしにくくなるということがあれば窮屈になってしまいます。

そういった展望がこの10年の間に必ず起こるのですから。その中味を「文化施設は」という表現に包含しているので何とかなると考えているということですか。

事務局：今の状態が100だとして、100すべてができるということになるのか100を110にしてほしいということになるのかは別として、これから人口減少時代に向かっていく中ですべてが認められることは難しいと思うのです。財政的なものもありますからどこかしら我慢をすることも、文化団体と教育委員会が話しをしていくことになるとは思いますが、この振興計画の中で「市民ホ

ールがこうあるべきだ」とかはなかなか申し上げにくいのです。

委員：現行施設では豊かに活動出来ていたのに、新たに出来る施設では出来なくなる可能性があり、それは我慢してというのは文化活動を推進するのに、最初から我慢をするという困ったこととなりますね。これからの計画や、実現過程でそれぞれの委員がどう頑張ってもらえるかですね。

事務局：ご心配の向きはわかります。市民ホール自体は市民生活部が所管して建てることになるとと思いますが、団体に極力ご迷惑をかけないよう、文化芸術を所管する部署として、言っていきたいと思います。

委員：16ページの10-3-(1)に「学校教育の連携」とあるのですが、難しいと思うのです。

私、沼ノ端小学校なので、沼ノ端からなかなか町のほうへは行けないのです。勇払でこういうことをやっていますよといっても子どもが行ける範囲は学校で決まっているから、そこへ行くにはお家の方に送ってねという方法しかないです。

郷土学習とか美術教育は学校の授業をやっているときにやるのか、土日に市のほうでやるのかそのイメージがわかるように教えていただけるとありがたいです。

事務局：美術博物館で、いろいろな事業をやっている中で中には学校へ出向いて出前講座や美術作品の解説をしたりとか、という事業もあります。

基本的には沼ノ端小学校だけでなく市内の全部の学校ですが、今の事業を継続していきたいということになっております。

委員：1年間で5校回るのですね。確か年間5校ずつ交代とか。全部で市内40校ぐらいあるので4.5年かけて回るという計画ですか。

事務局：全校回るということではなく学校と社会教育が連携していろいろなことをやっていますので、その中で学校でも、沼ノ端小学校だけでなく、学校から地域に出向いて学習するというところもあると思いますし、学校の方にこちらから出向いてなど現計画の延長線上で継続していく内容になっています。

委員：全体の計画を見て、項目が統合しているところが幾つかあり私はこれでよいと思うのです。今までは余りに項目がありすぎて重なっていたので、いくつかにまとめるという方向はよいと思うのです。

1つ疑問に思うのは、欠けているとは言いませんが、先ほど市民ホ

ールの話がありましたが、この10年間に苦小牧の芸術文化の水準が高まったのかどうかということです。下がったとは言いませんが、少なくとも高まったと感じる部分は少ないと思います。博物館に美術館機能がついて美術博物館にしたのが、唯一かもしれないという気がします。

次の10年間を考えたときに「市民ホール」というのは、苦小牧の文化水準にとって大きな要素となり得る可能性があると思うのでもっと積極的な表現があっていいのではと感じるのですがどうですか。

会長：私は音楽の関係ですが10年前と比べたら高まったと思うのです。分野が違ふとわからないと思うのですが10年前活動しようと思ったときには本当に場もなく、話しを聞いてくれる人もいなかった。アーティストバンクなどによって、音楽会の回数も増えていきますし、音楽家の方たちも一人では出来ないのと一緒に何か創りましょうという話しが出たりして、目を見張るほど苦小牧は盛んになったと感じます。

委員：それは申し訳ないことをいってしまいました。

委員：文団協の40周年記念の記念誌に、市長と教育長と議長の三人に祝辞をいただいたのですが、口をそろえて文化振興条例が日本で最初に苦小牧が作ったということを誇らしげに述べておられました。「振興条例」を基盤といいますか、根本に持っているということで十分とは全く思わないけれど、これがあることによって後退の歯どめになる。「市民文化祭」の予算や期間の縮小など大変戸惑ったこともあるのですが、かろうじて止まっているのはこれがあるからという気がします。どうやって生かすかということこれから市民の皆さんと頑張っていけるかということだと思いますし、「市民ホール」の意見は、全くその通りだと思います。

会長：具体的に決まっていないから、何も言えないですね。

委員：決まってからいうのでは、だめなのではないですか。

会長：意見を言っていかなければなりませんね。

委員：文化会館を文化団体が使う頻度は、物すごく多いです。そういう活動が後退しないような施設にしてくれるのでしょうか、ということ期待したいです。

事務局：委員の言われた趣旨を、どこかに一項目設けることを考えたほうがよろしければ、時間をいただいて、環境の整備充実か、文化芸術に配慮したまちづくりか、いずれかの部分で市民ホールについて言

及すべきか次回までに考えたいと思います。

(2) その他

事務局：今回審議いただいたご意見を基に、施策の推進案についての内容や表現を精査して、10月中にもう一度審議会を開催したいと思います。日程については改めてご連絡します。

その次の会議で市長に答申といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは本日の審議会を終わります。委員の皆様のご協力により無事に議事を進行することができました。ありがとうございました。